

第36回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 5番, 6番)

開催期日 令和5年6月29日

第36回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月29日(木) 午後2時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中川 圭太

本日の出席委員

1番	長尾卓也	10番	長谷川誠
2番	塚本政紀	11番	平田善治
3番	寺雅彦	12番	中島武博
4番	川崎浩彦	13番	田村俊彦
5番	藤田淳	14番	大畠政勝
6番	山本強	15番	桂一照
7番	小暮滝弘	16番	鈴木正志
8番	笹谷和広	17番	鳥村正行
9番	田村賢治	18番	吉田寿栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	上野政則
〃	事務局 主査	中川圭太
〃	事務局 員	山宮匠土
〃	事務局 員	山下倅生

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 64号	農地のあっせん成立について
5	報告第 65号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第171号	農地法第18条第6項の規約による通知について
7	議案第172号	農地法第3条の規定による許可申請について
8	議案第173号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第174号	農用地利用集積計画(案)について
10	議案第175号	農地のあっせんについて
11	議案第176号	買入協議を行う旨の通知の要請について
12		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第36回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日の出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

皆様におかれましては、農業繁忙期という事でお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。また、もう少し雨が欲しいところではありますが、好天が続いており作業も順調に進んでいるのかと思います。非常にお疲れのことと思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。

それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、5番藤田委員、6番山本委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。5月29日～30日、令和5年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動が東京都にて開催され、吉田会長が出席しております。6月2日、栗山町農業振興公社評議員会が開催され、吉田会長が出席しております。6月13日～16日、栗山町議会6月定例会が開催され、吉田会長が出席しております。6月17日、北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、吉田会長・中島委員が参加しております。6月22日、現地調査を藤田委員・小暮委員・長谷川委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第64号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第64号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者 栗山町〇〇〇284番地5 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇461番地1 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇455番地5 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積3,720㎡外13筆でございます。内訳につきましては、田3筆4,749㎡、畑2筆54,078㎡、雑種地9筆13,145㎡、合計14筆71,972㎡。成立年月日は令和5年6月6日、売買価格10aあたり、田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第65号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第65号 「農地の使用貸借契約の解約の通知について」下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は3件です。

番号1 所在 ○○443、地目につきましては、公募・現況ともに田、面積3,131㎡外1筆でございます。全筆 田でございますして合計12,340㎡。利用状況は水田として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和5年3月31日、契約期間は令和5年3月31日～令和5年11月30日、解約通知日は令和5年6月1日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町字○
○441番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○310番地3 ○○○○となっております。

番号2 所在 ○○380番地1、地目につきましては、公募・現況ともに田、面積16,582㎡外2筆でございます。内訳につきましては、田2筆55,020㎡、畑1筆1,491㎡、合計3筆56,511㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和5年3月31日、契約期間は令和5年3月31日～令和5年11月30日、解約通知日は令和5年6月2日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町字○○383番地 ○
○○○、賃借人 栗山町字○○398番地 ○○○○となっております。

番号3 所在 ○○159番地8、地目につきましては、公募・現況ともに畑、面積16,744㎡外10筆でございます。内訳につきましては、田1筆7,795㎡、畑10筆45,996㎡、合計11筆53,791㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は平成25年11月28日及び平成29年11月30日、契約期間は平成25年11月28日～令和5年11月30日及び平成29年11月30日～令和9年11月30日、解約通知日は令和5年6月20日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町字○○205番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○205番地 農事組合法人○○○○ 代表理事○○○○となっております。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第171号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第171号「農地法第18条第6項の規定による通知について」下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)についての農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は、1件でございます。

番号1 所在 ○○165番地1 地目につきましては、公簿現況とも畑 面積1,759㎡外4筆。全筆畑でございますして5筆合計19,104㎡でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容が賃貸借、契約年月日は平成29年4月28日、契約期間は平成29年4月28日～令和8年11月30日、解約通知日は令和5年6月20日です。通知者としまして、賃貸人

栗山町字〇〇205 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇205 番地 農事組合法人〇〇〇〇
代表理事〇〇〇〇となっております。以上です。

(議 長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 171 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の
方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 171 号については原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 172 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求
めます。

(事務局)

議案第 172 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所
有権移転(贈与)及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。
今回は、所有権移転 2 件、賃貸借 3 件でございます。

番号 1 所在、〇〇159 番地 8 地目といたしまして 公簿・現況ともに畑 面積 16,744
㎡外 6 筆。全筆 畑でございます 7 筆合計 44,040 ㎡。 譲渡人 栗山町字〇〇205 番地
〇〇〇〇、適用といたしまして、現在貸し付けている農地を譲渡したい。譲受人 栗山町字
〇〇205 番地 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営の安定を図るため、譲り受ける農地を
農事組合法人に賃貸借したいとなっております。

番号 2 所在、〇〇209 番地 地目といたしまして 公簿・現況ともに畑 面積 430 ㎡外
8 筆。内訳につきましては、田 1 筆 7,795 ㎡、畑 8 筆 21,060 ㎡、9 筆合計 28,855 ㎡とな
っております。 譲渡人 栗山町字〇〇205 番地 〇〇〇〇、適用といたしまして、現在貸し
付けている農地を譲渡したい。譲受人 栗山町字〇〇205 番地 〇〇〇〇、適用といたしま
して、経営の安定を図るため、譲り受ける農地を農事組合法人に賃貸借したいとなっ
てございます。

番号 3 所在、〇〇41 番地 1 地目といたしまして 公簿・現況ともに畑 面積 5,181 ㎡
外 6 筆。内訳につきましては、田 6 筆 6,682.38 ㎡、畑 1 筆 5,181 ㎡、7 筆合計 11,863.38
㎡となっております。 譲渡人 〇〇市〇〇区〇〇40 条〇〇5 丁目 5 番 20 号〇〇〇〇 農
業法人株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、今後耕作する予
定がない事から、申請地を貸し付けたい。譲受人 栗山町字〇〇365 番地 〇〇〇〇、適用

といたしまして、経営の安定を図りたく申請地を借り受けたいとなっております。

番号4 所在、〇〇159番地8 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積16,744㎡外6筆。全筆畑でございまして、7筆合計44,040㎡となっております。譲渡人 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇、適用といたしまして、譲り受けた申請地を貸し付けたい。譲受人 栗山町字〇〇205番地 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営の安定を図るため、借り受けたいとなっております。

番号5 所在、〇〇209番地 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積430㎡外8筆。内訳につきましては、田1筆7,795㎡、畑8筆21,060㎡、9筆合計28,855㎡となっております。譲渡人 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇、適用といたしまして、譲り受けた申請地を貸し付けたい。譲受人 栗山町字〇〇205番地 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営の安定を図るため、借り受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第172号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第172号については原案どおり決定といたします。

日程8 議案第173号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第173号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 〇〇93-1の内 地目につきましては、公募・現況ともに畑、面積369.18㎡外1筆。内訳につきましては、田1筆5.82㎡、畑1筆369.18㎡、2筆合計375㎡でございます。貸主 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇71番地3 〇〇〇〇、転用目的といたしまして、農家用住宅建設となっております。以上です。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告を願います。

(10番 長谷川委員)

番号1につきまして、申請地は、栗山町役場の南約2.9kmに位置する農家用地区区域内農地であり、この度申請者により農家用住宅を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第173号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第173号は原案どおり決定といたします。

日程9 議案第174号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第174号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は所有権移転1件であります。

整理番号5所30-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇461番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇284番地5 〇〇〇〇、申請年月日は令和5年6月6日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇455番地5現況地目 田、面積3,720㎡外13筆でございます。内訳につきましては、田3筆4,749㎡、畑2筆54,078㎡、雑種地9筆13,145㎡、14筆合計71,972㎡となっております。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権胃炎の時期は令和5年6月30日、土地の引渡時期 令和5年6月30日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和5年12月31日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、

種子馬鈴薯、大豆、世帯員は男 5 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。只今事務局より所有権移転 1 件の説明がありましたが、整理番号 5 所 30-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 30-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 30-1 は原案どおり決定といたします。

日程 10 議案第 175 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 175 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 2 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 ○○郡○○町字○○306 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 5 年 5 月 30 日 申出地所在 ○○920 番地 2、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 193 m²の 1 筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9 番 田村賢治委員)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に ○○○○さん、第 2 候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として吉田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、吉田委員よろしく申し上げます。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 ○○市○○1丁目6番4号 ○○○○ 申出年月日 令和5年6月15日 申出地所在 ○○443番地1、地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積5,770㎡外8筆。内訳につきましては、田7筆47,073㎡、畑1筆14,002㎡、雑種地1筆295㎡、合計9筆61,370㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 鳥村委員)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議申し上げます。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしく申し上げます。

日程11 議案第176号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 176 号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 16 条第 1 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は 3 件です。

番号 1 あっせん申出者 ○○郡○○町字○○306 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 5 年 5 月 30 日 申出地所在 ○○920 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田面積 8,763 m²の 1 筆でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号 2 あっせん申出者 栗山町字○○441 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 5 年 6 月 1 日 申出地所在 ○○443 番地 地目といたしましては、公簿、現況ともに田面積 3,131 m²外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 12,340 m²。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号 3 あっせん申出者 栗山町字○○383 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 5 年 6 月 2 日 申出地所在 ○○380 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田面積 16,582 m²外 2 筆。内訳につきましては、田 2 筆 55,020 m²、畑 1 筆 1,491 m²、3 筆合計 56,511 m²でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 は原案どおり決定いたします。

事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3は原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は7月20日の木曜日 午後2時00分から、現地調査につきましては7月13日の木曜日 午前9時30分から 第5班 長尾委員、塚本委員、鳥村委員にお願いいたします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午後3時00分終了)